

福島第一原発事故における 浪江町での緊急対応の実際

浪江町長 馬場 有



1. 震災前・震災後の浪江町
～何が失われたか～
2. 「復興」とは？
～“生活の再建”と“ふるさとの再生”～

3

人間の良心が問われる局面

この瞬間、
数万人の国民が、大切な我が家、
大切にしてきた地域を追われている。

東日本大震災、自然災害でも重い災害
原発災害は日本社会が作り出した社会災害。

失われた国土をどう取り戻し、
放浪のさなかにある国民をどう救っていくのか。

4

1. 震災前・震災後の浪江町



5



6

自然・風景



伝統文化：裸参り



人々の賑わい



災害発生初期の状況

- ・3月11日14:46 震度6強の地震発生
15:33 津波第一波到達
16:36 原子炉非常用冷却装置注水不能(原子力災害対策措置法15条)
19:03 「原子力緊急事態宣言」政府
- ・3月12日 5:44 テレビ記者会見により半径10km圏内住民に対する避難指示を聴取
13:00 浪江町役場津島支所へ移転を決定～夕刻に移転
15:36 福島第一原発1号機の爆発音到達
18:25 テレビ記者会見により半径20km圏内住民に対する避難指示を聴取
- ・3月14日11:01 福島第一原発3号機で、水素爆発
- ・3月15日 5:30 町災害対策会議で二本松方面への避難方針決定
10:00～ 二本松市へ住民移動開始
夕刻 二本松市役所東和支所に役場機能移転完了
- ・4月22日 福島第一原発から半径20km県内を「警戒区域」に設定、20km～30km圏内を「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に設定
- ・5月23日 福島県男女共生センター(二本松市)へ役場機能を移転

浪江町の被災状況

◇避難対象者:21,434人[全町民]

◇避難先(2013.3.31現在)

福島県内 14,562人(68.8%)

福島県外 6,606人(31.2%)

◇事業所

約1000事業所が被災

(商工会加盟約600社)

エスエス製薬、浪江日本ブレーキ

日立化成など主要事業所も被災

◇浪江町総生産額 600億円



11



12

人的・物的被害(H25.3.31現在)

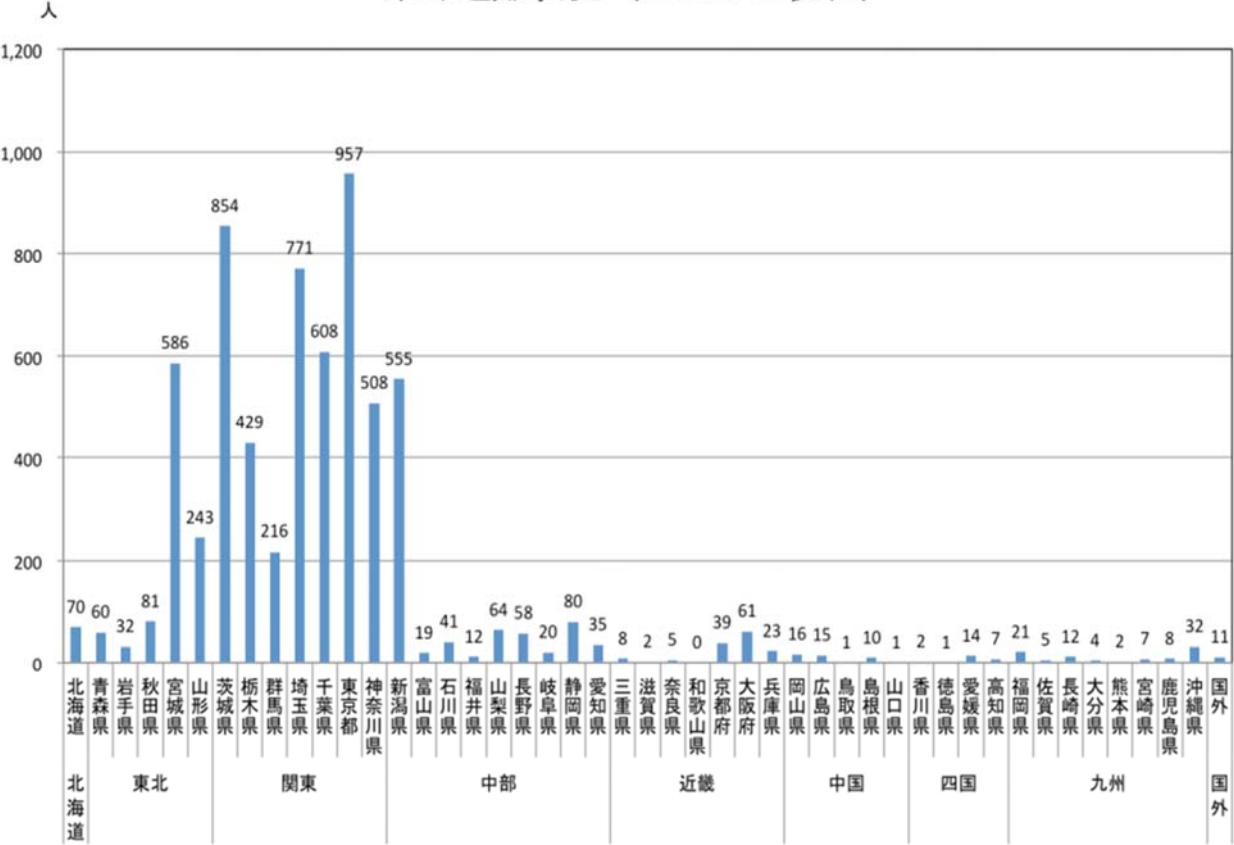
- ◇人的被害:死者182名(うち特例死亡33名)、震災関連死259名
- ◇家屋被害:全壊644戸(流失586 地震58) ※大規模半壊以下は未判定

所在確認状況等(H25.3.31現在)

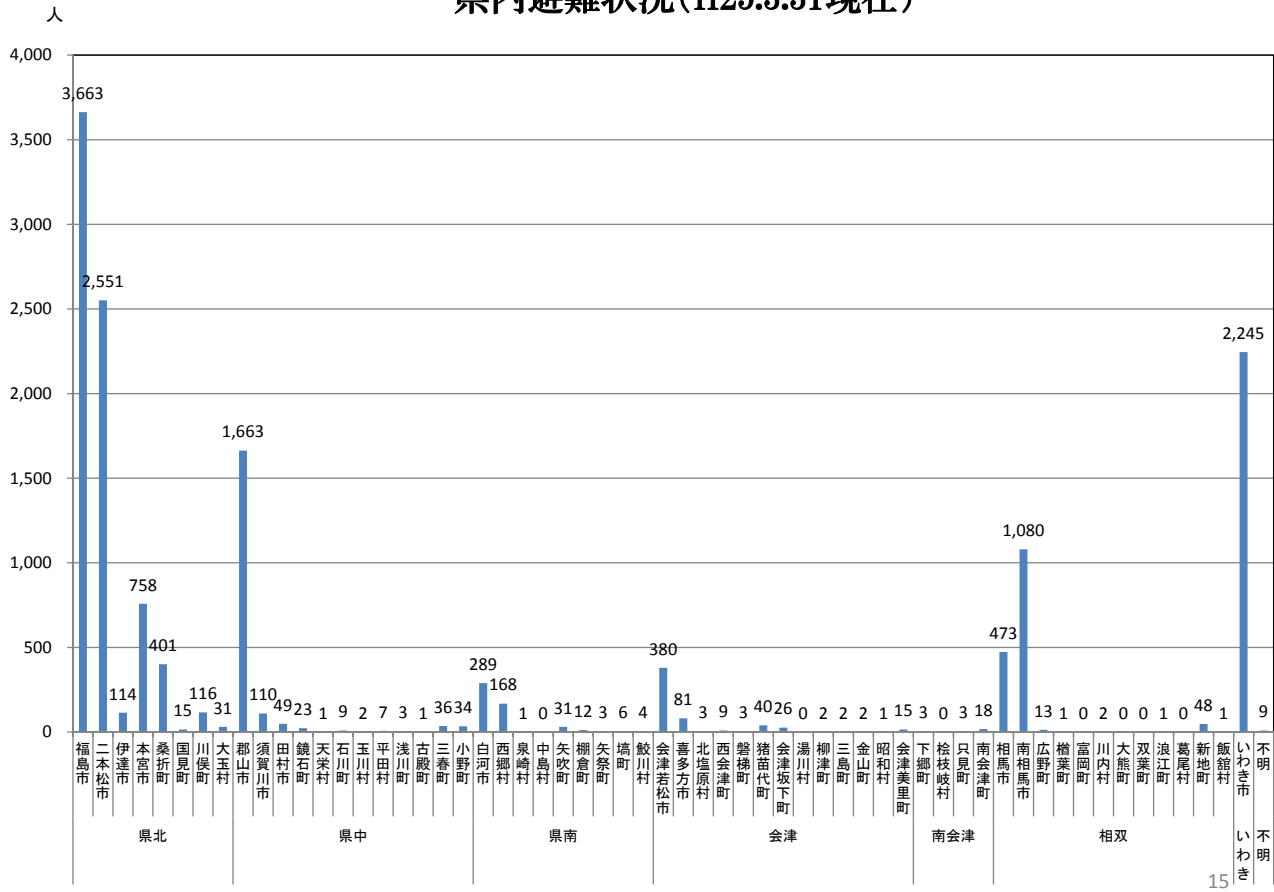
震災時の 住基台帳人口	震災後の増減			支援対象者数	左記の所在確認状況	
	死亡	特例死亡	出生等		県内	県外
21,434人	△686人	△33人	453人	21,168人	14,562人	6,606人

県内	上位5市	福島市	二本松市	いわき市	郡山市	南相馬市
	避難者数	3,663人	2,551人	2,245人	1,663人	1,080人
県外	上位5都県	東京都	茨城県	埼玉県	千葉県	新潟県
	避難者数	957人	854人	771人	608人	586人

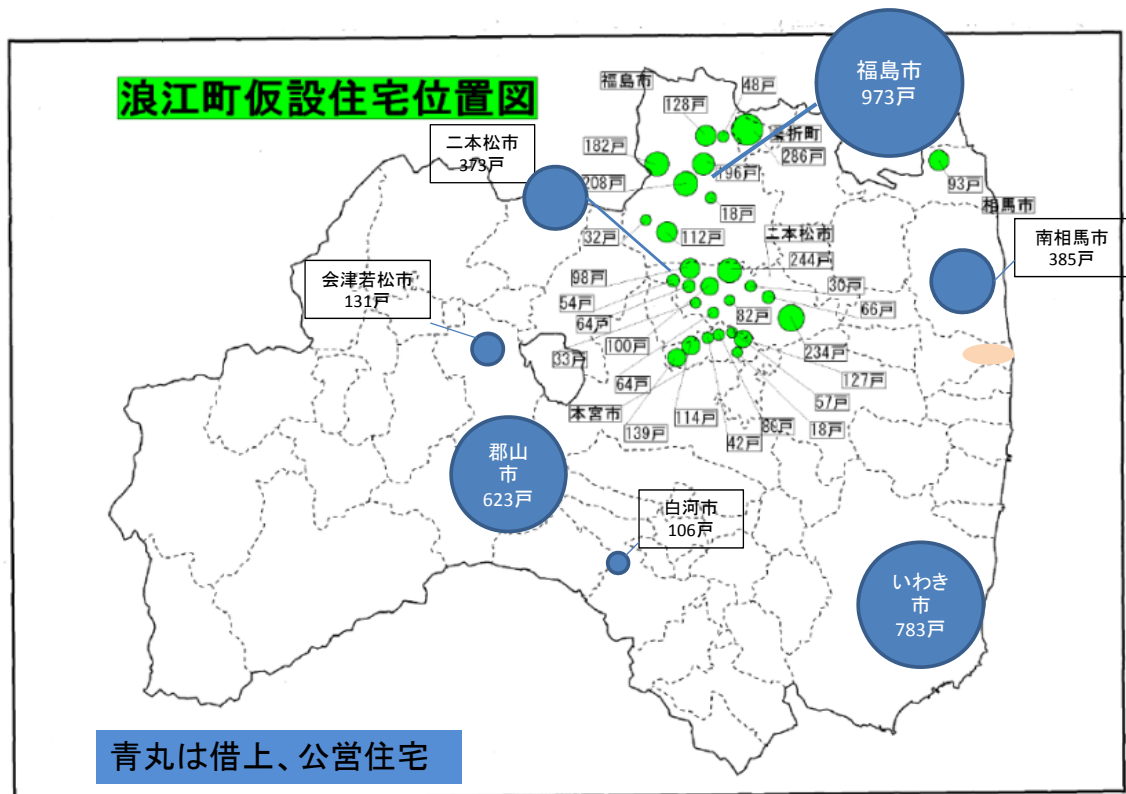
県外避難状況 (H25. 3. 31現在)



県内避難状況(H25.3.31現在)



福島県内での住居分散状況





2. 「復興」とは？

「復興」の定義づけからスタートする町

- 一人ひとりの暮らしの再建
 - 帰る・帰らないではなく、暮らしと命が第一
- ふるさとの再生
 - 帰る・帰らないではなく、
皆の宝を、引き継いだ責任、引き継ぐ責任

浪江町の課題

・暮らしの再建

健康管理・医療保障、故郷の外での仕事
狭隘・分散居住状態の改善、賠償・補償

- ふるさとの再生

安全ではなく「安心」水準の確保

(モニタリング・除染・放射線対策)

津波・余震による損壊インフラの復旧

QOLを前提とした生活環境の確保

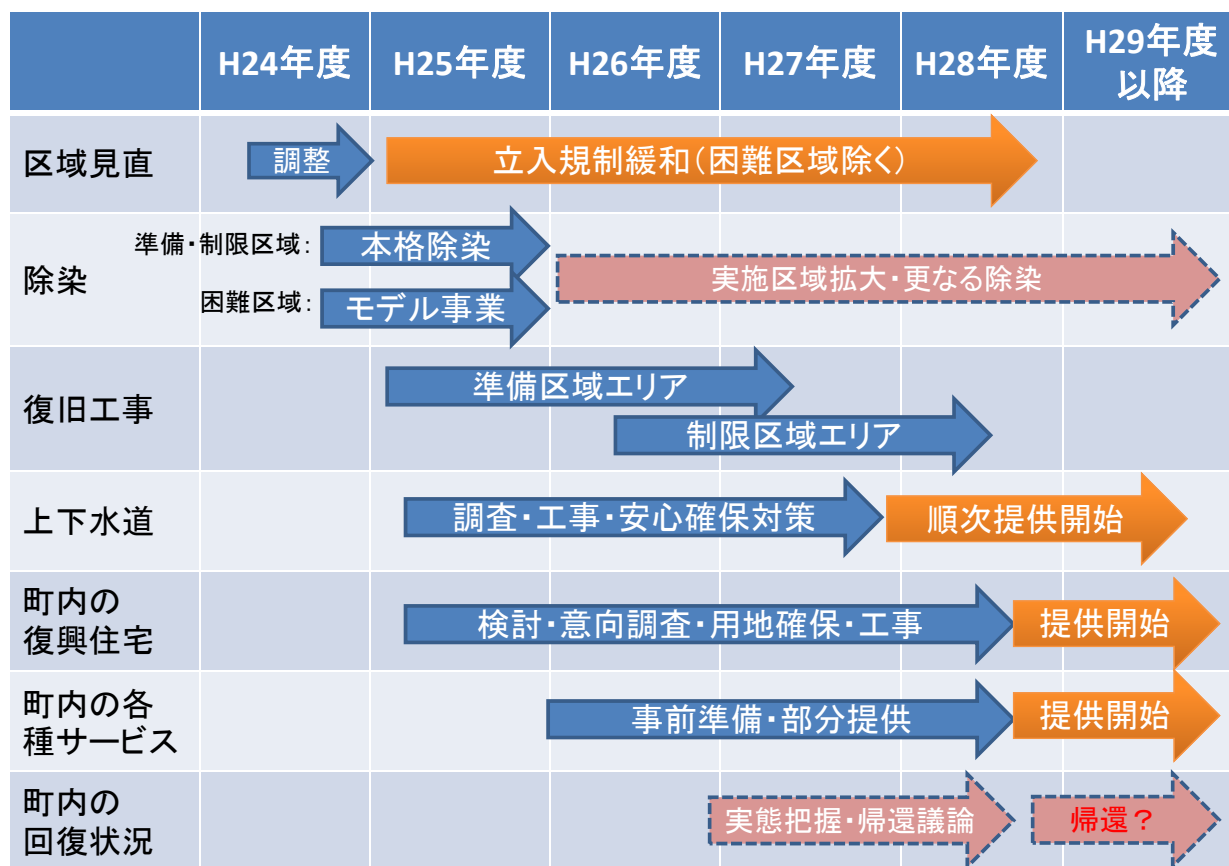
当面の働く場、将来性のある働く場の確保

19

浪江町区域見直し 平成25年4月1日～



ふるさと再生のロードマップイメージ



放射線健康管理

- ・原発事故時に、緊急時迅速放射能影響予測システムによる国からの情報伝達はなかった
- ・浪江町津島地区へ避難、後にこの地区の線量が高いことが判明
- ・その結果多くの町民が、生涯にわたる健康不安を与えられた
- ・早急な対策をとるよう国・県に求めたが十分な対応が得られない

⇒町として独自に事業を展開

①放射線健康管理手帳の交付

- ・ホール・ボディー・カウンター検査や甲状腺がん検診など様々な健診の結果を記録できる、放射線健康管理手帳を交付

- ・交付件数21,000(3.11時点の町民・在住者)

- ・自己健康管理手帳であると共に、東京電力及び国に対して恒久的な医療費の無料化、身体的・精神的な医療賠償を求める為の証

23

②内部被ばく検査

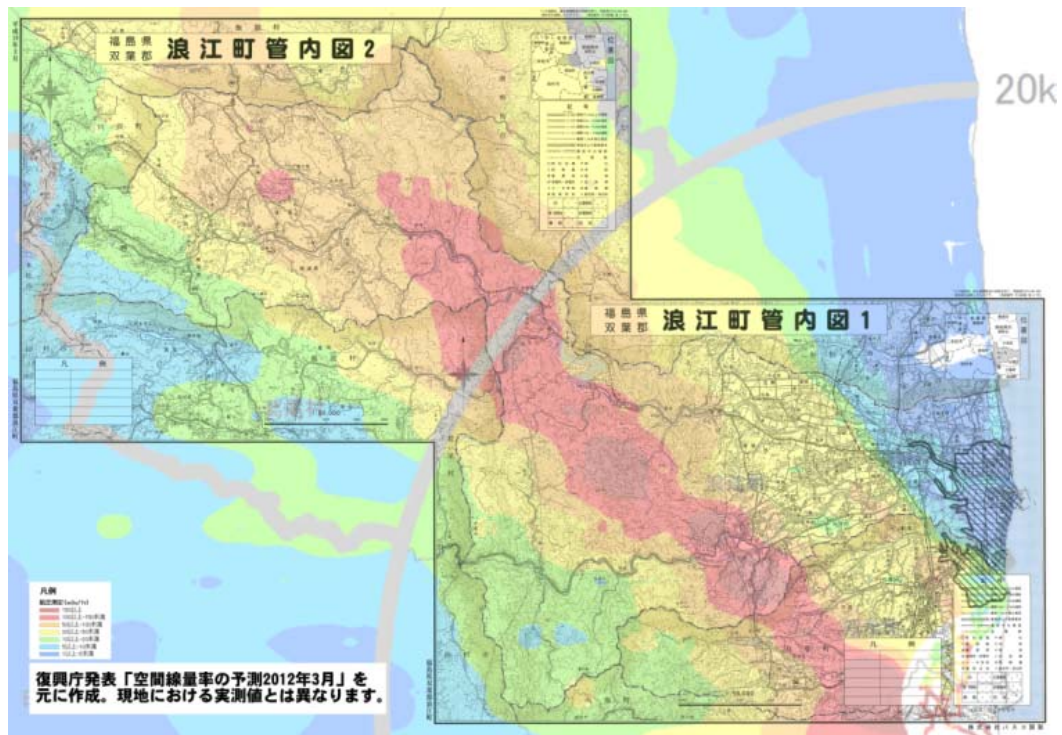
- ・県で実施する内部被ばく検査は、対象は18歳未満及び妊婦が主体で全町民が対象となっていない

- ・多くの町民は内部被ばく状況が分からない状態であり、常に不安との闘い

- ・町で、ホール・ボディー・カウンター検査機器を購入するとともに、検査棟を設置し検査にあたっている

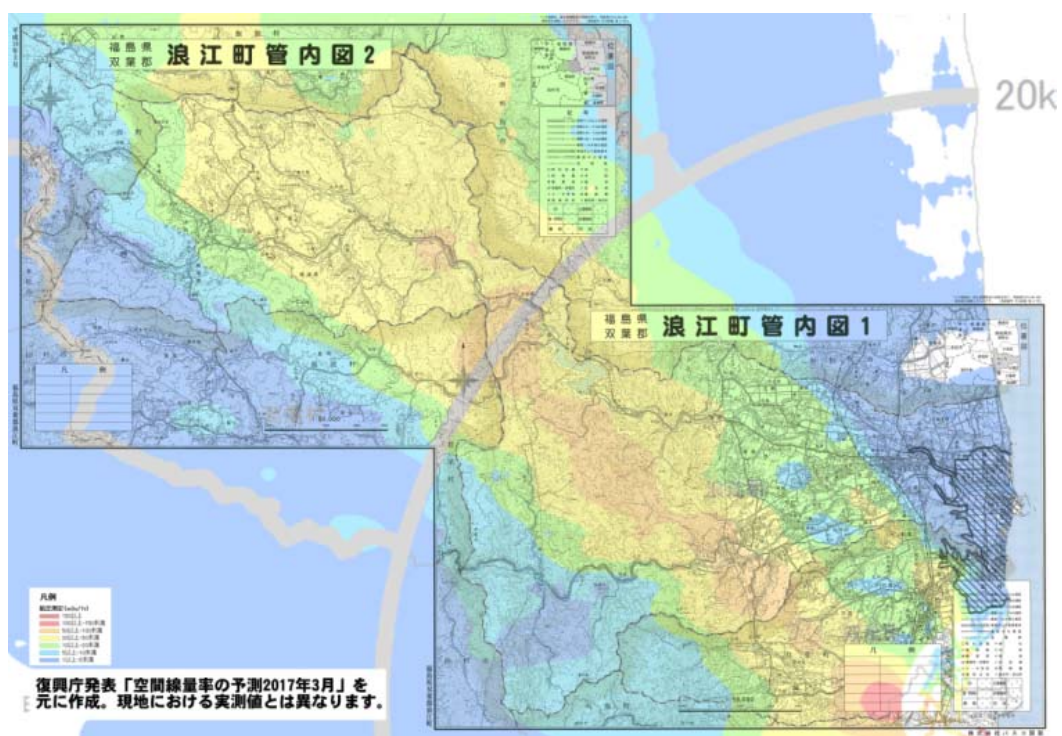
24

2012.3(震災から1年後)



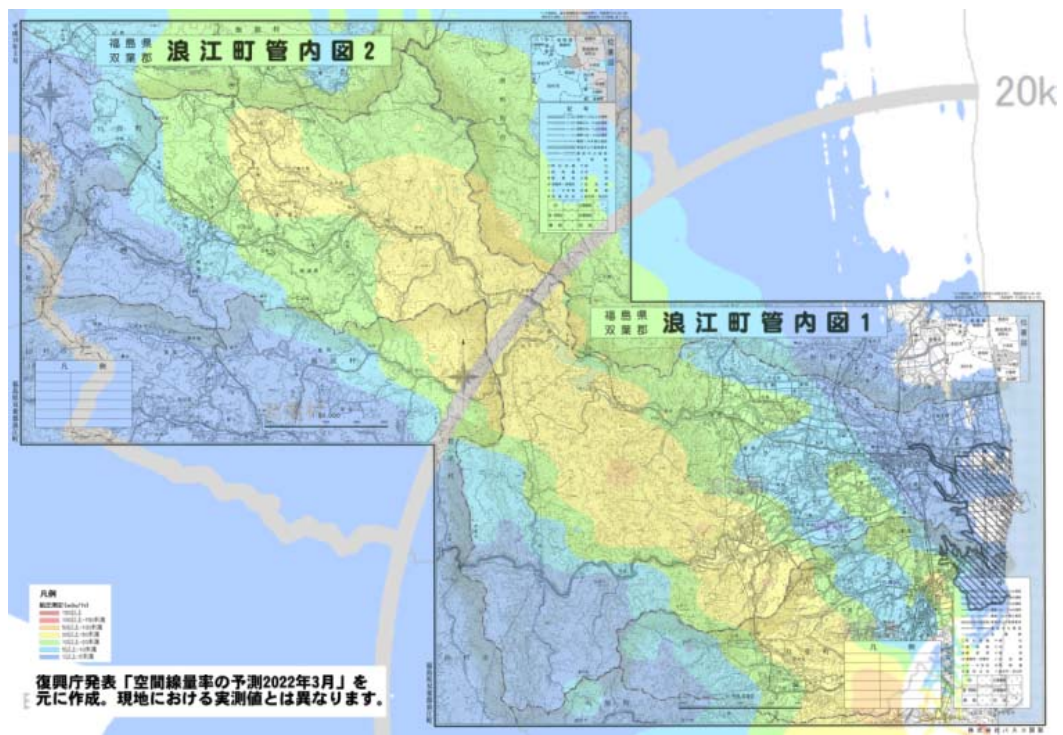
25

2017.3(震災から6年後)



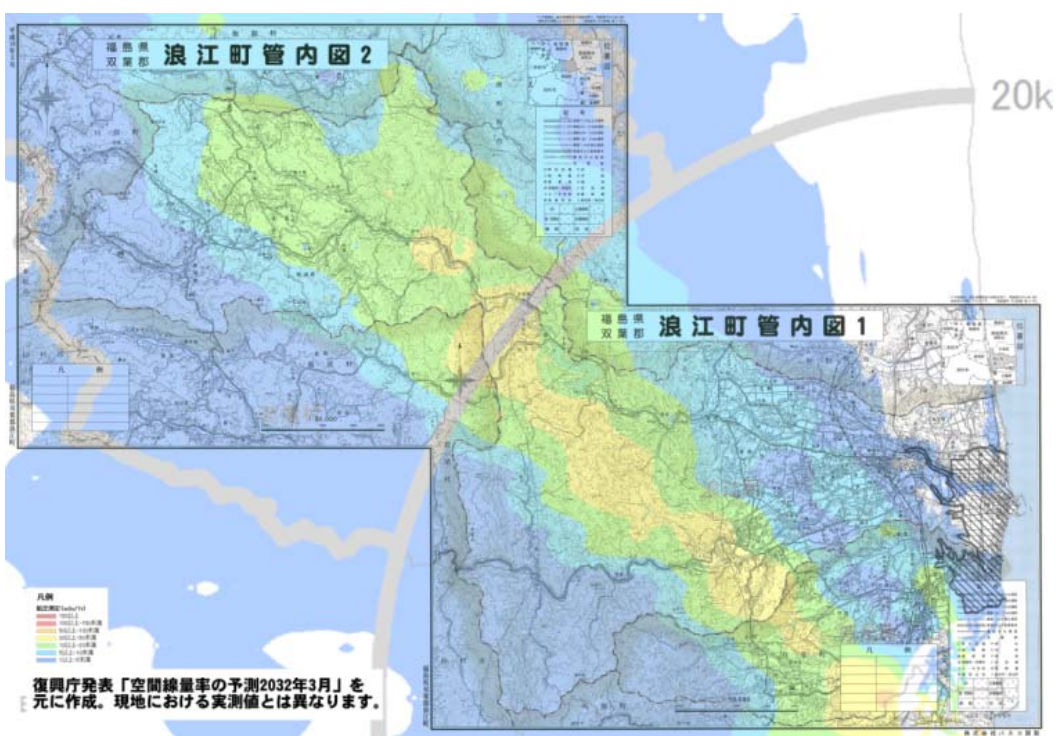
26

2022.3(震災から約10年後)



27

2032.3(震災から約20年後)



28